

## 三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年5月14日(木)

開会 午前 10時05分

閉会 午前 11時35分

2. 会 場 三次市役所本館 6階 601会議室

3. 出席委員 教 育 長 松 村 智 由  
委 員 沖 田 稔  
委 員 小 根 森 直 子  
委 員 藤 原 博 巳  
委 員 土 井 純 子

4. 出席職員 教 育 次 長 白 石 欣 也  
学 校 教 育 課 長 稲 倉 孝 士  
教育委員会事務局付課長(教育指導担当) 出 口 康 子  
文化と学びの課長 杉 原 達 也  
教育委員会事務局付課長(教育総務担当) 中 宗 久 之  
教 育 総 務 係 長 廣 瀬 恭 子  
文化と学びの課主任 宮 西 美 裕

5. 議事日程

- (1) 議案第10号 三次市教育奨学金貸付審査会委員の委嘱について(非公開)
- (2) 議案第11号 三次市民ホール事業運営委員会規則の一部改正について
- (3) 議案第12号 三次市民ホール事業運営委員会監事の任命について  
(非公開)
- (4) 議案第13号 平成28年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針について
- (5) 議案第14号 三次市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について  
(非公開)
- (6) 議案第15号 三次市教科用図書採択地区調査員の委嘱について(非公開)
- (7) 協議1 6月補正予算要求について(非公開)

教育委員会事務局付議長（教育総務担当） ただいまから教育委員会会議を開会する。教育長の挨拶をお願いします。

松村教育長 ー挨拶ー

教育委員会事務局付議長（教育総務担当） 教育長に進行をお願いします。

松村教育長 それでは、これから議事に移るが、本日の議題、議案第10号、第12号、第14号および第15号については人事案件のため、また協議・報告事項の協議1については議会提出前の議案関連案件であり公開になじまないものと判断する。ついては同会議規則第14条第1項により非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 ー異議なしー

松村教育長 それでは、議案第11号および第13号については公開とし、議案第10号、第12号、第14号、第15号および協議・報告事項の協議1については非公開とする。

#### 議案第10号 三次市教育奨学金貸付審査会委員の委嘱について (人事案件につき非公開)

松村教育長 次に議案第11号三次市民ホール事業運営委員会規則の一部改正について事務局からの説明を求める。

文化と学びの課長 この議案は、三次市民ホール事業運営委員会規則の文言を修正し、また監事についての条文を加えるものである。

松村教育長 よろしいか。

委員一同 ー承認ー

#### 議案第12号 三次市民ホール事業運営委員会監事の任命について、 (人事案件につき非公開)

松村教育長 それでは議案第13号平成28年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針について事務局からの説明を求める。

教育委員会事務局付議長（教育総務担当） 平成28年度は、中学校の教科書が改訂される。平成26年度に教科書検定が実施され、今年度である平成27年度が採択年度となる。よって、三次市教科用図書採択基本方針を定める。

教科書採択については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条により、当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言または援助により、種目ごとに1種の教科用図書について行うこととなって

いる。広島県教育委員会が示している「平成28年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」に基づき、「平成28年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針」を定める。また、「平成28年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」1採択基本方針(1)採択の基本 ア(イ)について、「学習方法の工夫」から、「主体的に学習に取り組む工夫」と改められたため、それに基づき、三次市採択基本方針についても、当該箇所を改める。

沖田委員 調査・研究に関わる三次市独自の項目は設けていないのか。小中一貫教育を進めている状況の中で、独自の項目を設ける必要はないのか。

教育委員会事務局付議長(教育指導担当) 三次市の特色も必要であると考え。小中一貫教育については、今後必要であれば方針に入れていくことを検討したい。後ほどの議案に関することであるが、小中一貫を意識し、今年度は調査員について小学校の教員に入っただくことを考えている。

松村教育長 小中一貫に関わって、例えば小学校で使う国語の教科書と中学校で使う国語の教科書会社が異なれば、9年間を見とおしていく中でうまくつながっていないことがあるかもしれない。教科用図書の採択については、小中一貫を意識して行う必要がある。

沖田委員 昨年もいろいろ協議したが、広島県の採択基本方針1採択基本方針(3)開かれた採択の推進 イ(ア)の「教科用図書の研究のために資料を作成したときは」とあるが、これは何を指すのか。調査員が作ったものなのか。選定委員会で作成したものなのか。

教育委員会事務局付議長(教育指導担当) 調査員が作るものは資料にあたらないと考える。

松村教育長 選定委員会が、理由を付して教育委員会に答申するものは、資料になるのではないかと。求められたら公開しないといけない。

教育委員会事務局付議長(教育指導担当) 公開・非公開については、また協議をさせていただきたい。

沖田委員 様式が定められていて、それに則り作成したものは資料と考える。よって公開に耐えられるものでないといけない。

松村教育長 提案どおりでよろしいか。

委員一同 ー承認ー

議案第14号 三次市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について

(人事案件につき非公開)

議案第15号 三次市教科用図書採択地区調査員の委嘱について  
(人事案件につき非公開)

松村教育長 続いて、協議・報告事項に移る。事務局からの説明を求める。

協議1 6月補正予算要求について  
(議会提出前の議案関連案件のため非公開)

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。